２０２０年４月臨時議会　本会議質問と当局答弁

2020 年４月３０日（木）

◎田中光明議員　議案質疑（３０分）

①中小・小規模事業者への支援について
②新型コロナウィルス感染症拡大防止休業等協力金について
③雇用調整助成金についてです。
④財源について
⑤仮称「特別定額給付金」について
⑥国保の条例改正について

田中議員への答弁

■**北橋市長**　　今年度予算の見直しについて
■産業経済局長　　雇用調整助成金について
　　収入が減少した場合の助成について
■保健福祉局長　　国保の条例改正について
◎田中光明議員再質問　　国保などの減免について
■保健福祉局長の答弁
◎田中光明議員再質問　　外出自粛や休業要請と一体に補償について
■北橋市長の答弁
◎田中光明議員の質問　　休業したが長引いた場合
■産業経済局長の答弁
◎田中光明議員の質問　　家賃補償を続ける必要があるのでは
■産業経済局長の答弁
◎田中光明議員の質問　　雇用調整助成金について
■産業経済局長の答弁
◎田中光明議員の質問　　10 万円給付金について
■市民文化スポーツ局長の答弁
◎田中光明議員の質問　　時間かかるという問題

２０２０年４月臨時議会　本会議質問と当局答弁

2020 年４月３０日（木）

◎田中光明議員　議案質疑（３０分）

日本共産党の田中光明です。会派を代表して議案質疑を行います。

新型コロナウィルス感染に関連して、今、市民は大きな影響を受けています。飲食店をはじめ、店舗の売上は激減し、労働者も収入が減少するなど、多くの市民の暮らしと生業は危機的な状況です。一日も早い支援が強く求められます。

安倍政権は、新型コロナウィルス感染症対策の「緊急経済対策」と補正予算案を編成しましたが、その最大の問題点は、「外出自粛や休業要請と一体に補償を」という国民の圧倒的多数の要求に背を向けていることにあります。「補償なき緊急事態宣言」では、安心して自粛することも、休業することもできません。

「事業の継続を支える」という点では、政府案は、「持続化給付金」として、「売り上げが半減以上」の個人事業主・フリーランスには１００万円以内、法人には２００万円以内を給付するとしています。「売り上げが半減以上」の条件では不十分です。対象を直接・間接に損失を受けた事業者全体に拡大する必要があります。

「㈱地方創生臨時交付金 1 兆円」について政府は、「休業要請に応じた協力金にも使える」としましたが、北九州市への交付予想額は 24 億円です。増額が求められます。

本市として、国・県に対し、「外出自粛や休業要請と一体の補償」「持続化給付金の見直し」「地方創生臨時交付金の増額」を強く要請することを求め、質問に入ります。

1．初めに、中小・小規模事業者への支援について質問します。

⑴まず「新型コロナウィルス感染症拡大防止休業等協力金」についてです。

国の緊急事態宣言にもとづき、福岡県は４月 14 日から５月６日まで、県内の店舗等に対して休業や、営業時間の短縮等を要請、あるいは協力を依頼しました。本市の「休業等協力金」は、福岡県の要請・依頼を受けて、休業した店舗などや、時間短縮した飲食店など、中小・小規模事業者 1 万施設に対して、家賃の５分の 4、上限 40 万円を 1 回支給するというものです。

休業していても、家賃以外に、地代、カラオケのリース料・著作権料、固定資産税などの固定経費が必要です。家賃より、リース料の方が高いという店舗もあります。休業を余儀なくされた事業者に対して、少なくとも固定費の全額を補償し、感染防止対策のために安心して休業できるようにすべきではないでしょうか。対象を家賃以外の固定経費全般に広げるべきだと思いますが、答弁を求めます。①

⑵次に「雇用調整助成金」についてです。

雇用調整助成金は、一人も解雇せず、コロナの影響で休業させた従業員に、賃金の 6 割以上の休業手当を支払った中小企業に対し、支払った賃金の 9 割の休業手当を企業に支給するというもので、雇用保険加入者以外の労働者も対象にするとしています。

政府は制度をさらに拡充し、知事の要請で休業や営業時間を短縮した場合は、従業員に支払う休業手当に対する助成率を１０割に引き上げました。助成率を１０割にするのは、休業手当として賃金全額か、１人１日 8,330 円以上支払った場合です。知事の要請などを受けていなくても、休業手当のうち６割を超える部分については、助成率を 10 割に引き上げ、政府は企業に賃金全額の支払いを促すとしています。

しかし、休業要請などの対象とされていない事業については、企業の自己負担が発生します。この自己負担を独自に支援する自治体が全国的に広がっています。

8,330 円という上限はあるものの、「休業手当は全額助成される」という安心感を、企業や労働者に発信する必要があると思います。市としても企業に対して「10 割給付されるので休業手当を払ってください」と要請できます。

中小企業に対して、雇用調整助成金の上乗せを行い、休業手当の 100%支払いを企業に強く要請すべきと考えますが、答弁を求めます。②

いま、タクシー運転手など、出来高払いの労働者は売り上げが激減し、収入も激減しています。収入が激減しても、休業していなければ、雇用調整助成金の対象にはなりません。その減収分を助成すべきではないでしょうか。答弁を求めます③

⑶次に財源についてです。

財源は「基金の活用」「国の地方創生臨時交付金」などを当てるとしていますが、本年度予算の見直しも必要だと思います。コロナ対策は長期に及び、予備費も 20 億円で足りるのでしょうか。今年度、中止や延期になった事業、実施が事実上困難になった事業もあります。今年度どうしてもやらなくてはならない事業以外は、予算を見直す必要があると思いますが、答弁を求めます。④

2. つぎに、仮称「特別定額給付金」について質問します。

この給付金は、事務手数料を含め全額国の負担で行い、4 月 27 日時点の住民基本台帳に基づき、全市民に 1 人 10 万円を、世帯主に人数分振り込むとしています。

世帯主が障害者や認知症で申請できない場合や、DV 被害で別居している方、ホームレスなどへの対応をしっかりとやっていただきますよう、まず要望します。

本市は今後、申請書を市内全世帯に送付するとしています。対象となる世帯数は約 48 万世帯です。いっせいに申請書類が返送されれば、大変な作業量になります。審査、給付には、相当のマンパワーが必要となりますが、万全の態勢を整え、一刻も早い給付が求められています。

申請書の送付はいつ頃か。申請書受付から給付までの目標は何日か。それを実現するため

の体制について、答弁を求めます。⑤

3. 最後に国保の条例改正について質問します。

北九州市国民健康保険の条例改正案については、国保に加入する被用者が新型コロナウィルスに感染するなどした場合に、傷病手当金を支給するというものです。被用者に限られていますが、すべての被保険者に適用すべきと思いますが、答弁を求めます。⑥

また、厚生労働省は、新型コロナウィルス感染症の影響で、収入が減った世帯に対して、令和２年２月１日から令和３年３月31日に納期限が設定されている、国民健康保険料等を減額または免除すると、都道府県に通知しました。

その内容は、主たる生計維持者の事業収入等や給与など、いずれかの収入が３割以上減った者に対して、国民健康保険、介護保険第１号被保険者、後期高齢者医療の保険料を一定割合、減額又は免除するというものです。減免額は、その全額を国が財政支援する（予定）としています。

例えば、自営業収入だけの世帯で、収入が昨年より３割以上減ることが見込まれる場合です。国民健康保険料は、前年の合計事業所得が300万円以下の場合は全額免除され、400万円では８割が減額、550万円では６割、750万円では４割、1,000万円以下では２割が減額されます。

介護保険料は、前年の合計事業所得が200万円以下であれば全額免除され、200万円を超える場合は８割が減額されます。

国保や介護保険料は、もともと、市民に大きな負担となっています。コロナの影響で、営業収入や賃金が減っているなか、保険料を払えない世帯を支援しなければならないと思います。

早急に規定を整備し、減免制度をスタートすべきと思いますが、答弁を求めます。⑦

田中議員への答弁

■北橋市長

田中光明議員のご質問にお答えをいたします。私からはこの２０億円の予備費で足りるか、今年度予算の見直しが必要ではないかというご質問にお答えをいたします。

新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぎ、市民生活への影響を最小限に食い止めるため、現時点で喫緊に必要な対策について過去最大規模となる４月補正予算を編成いたしました。

一方、今回の補正予算計上に至る３月から４月にかけての一か月程度の間でも、市内での感染症の感染者の急増や必要となる医療検査体制の状況、市民生活への影響は刻々と変化しております。放課後児童クラブの受け入れ時間延長や学校での昼食の無料提供、医療機関や福祉施設等におけるに対するマスク、消毒液等の配布、検査体制を強化するための PCR 検

査機器試薬等の購入、このように年間の予算額の３億円を超える約３．５億円の予備費を活用して対応してまいりました。
そのため今後も起こりうる予測の事態に備え、この一か月程度で生じた予備費充用の半年分程度に当たる２０億円を感染症対策予備費として編成したところです。
今後の補正予算なども含め、状況の変化に応じて必要となる感染拡大防止対策に迅速かつ的確に対応していきたいと考えます。４月の補正予算ではこれの対策に必要な財源として現時点で見込みうる国の新型コロナウィルス対応地方創生交付金２４億円を活用するとともに、不足する額については公営競技事業会計からの繰入金、また財源調整基金の取り崩しで対応致しました。しかし感染拡大防止や市民生活の支援など今後必要となる対策を継続して実施するには、今回財源調整基金など取崩したこともありさらなる財源の検討が必要な状況であります。
そのため指定都市市長会を通じて補正臨時交付金の増額の要望などさらなる国の支援を求めるとともに、北九州版クラウドファンディングを新設して、広く寄付を募り感染拡大防止医療提供体制の強化、地域経済の支援に活用していきたいのであります。さらに中止が決まったんイベントまた授業料の減少が見込まれる事業に係る経費等を整理して、必要な政策を実施するための財源として再構築していくことを検討してまいります。

■産業経済局長
雇用調整助成金についてお答えします。国は新型コロナウィルス感染症の影響を受けた事業者に対して、雇用の維持を図るため雇用調整助成金の助成率の引き上げ、中小企業ですと3分2から5分4や対象者の拡大、書類等の簡素化を行っています。
本市は4月17日に指定都市市長会の緊急要請を通じて、事務手続きの簡素化や窓口体制の強化とともに、助成金の日額上限の引き上げについて、国に要請を行っております。
また県も全国知事会の緊急提言を通じて、日額上限の引き上げを要請しております。その他与党の雇用問題調査会では、国に対して助成率の引き上げや日額上限の引き上げ要請しており、それらの結果、国は４月２５日に調整率の引き上げ最大１０/１０を発表しております。この助成金は順次拡充が行われており本市としては日額上限の引き上げや手続きの簡素化などについてさらに拡充について国に要望してまいりたいと考えております。
本市としては、助成制度が複雑であり、書類作成が難しいことから活用が進まないことが課題であると考えています。 そうため事業者が申請しやすくなるよその書類作成支援に注力しております。
具体的には本市は他都市に先駆け独自に助成金の申請相談や書類作成を手伝う事業者向け相談窓口を３月９日から小倉と戸畑に開設し、４月２０日には黒崎にも開設しています。
この窓口は、リーマンショック時には設置していなかったものであり、相談者から大変役に立ったなどの声も多く聞いております。
現在多くの相談者が訪れていることから、社会保険労務士に加え、研修を受けた市職員を派遣し、相談者の増加に対応しております。本市としては雇用を維持するために助成金を活用することが最も重要だと考えており、今後とも必死に応じた相談窓口の拡充や利便性の向上など、需要者が申請しやすい環境整備してもあります。
次に収入が減少した場合の助成についてお答えします。

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う不要不急の外出自粛要請により人の流れが止まり、多くの事業者が深刻な経営状況に陥っています。またタクシー運転手をはじめ様々な職業で働く方々の収入が減り、皆さん大変な思いで日々の生活を送っております。 こうした経済状況の中、市民向けの支援策として、全国民への一律に一人当たり１０万円の給付金、休業者向けの緊急小口資金貸付 ２０万円以内、収入減少等の総合支援資金貸付２０万円かけ３ヶ月内、収入が減少し、離職と言うと同程度の条件がある方への住居確保給付金などの生活資金への支援制度が設けられています。

これでは新型コロナウィルス感染症の影響を受け、仕事を続けていても収入が減少したことで、支援が受けられるものとして制度が拡充されております。こうした支援制度を市もワンストップ窓口等を通じて困窮している市民の方々にしっかり伝えるとともに、制度活用されるように積極的に支援して参りたいと考えています。

一方で経済が停滞する中、売り上げが激減し厳しい経営状況に陥った事業者に、雇用を守り従業員の収入を安定させるためには、市としては雇用調整助成金の活用に力を入れていきたいと考えています。

具体的に雇用調整助成金の活用の大きな課題である申請処理に複雑さや難しさなどを解消するため社会保険労務士による申請支援窓口を市内 3 カ所に設置し、きめ細やかな支援を実施しています。雇用調整助成金においては、国においても雇用の維持を図る上で重要な施策として手続き簡素化や助成率の拡充等を順次おこなっています。市してもタクシー事業者はじめ多くの事業者の方々に、活用いただけるよう制度の周知にさらに力を入れてくと共に、相談窓口の体制も強化してまいります。

いずれにしても大変厳しい状況に置かれ、事業者や収入がなく困窮されている方々を支えるために、国・県・市の制度を広くお知らせするとともに、活用に向けて寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

■保健福祉局長

私の方からは国保の条例改正について、傷病手当金について全ての被用者に提供すべき、あと保険料につきまして早期に規定を整理してスタートさせるべき、この 2 点について合わせて答弁させていただきます。

令和 2 年 3 月 10 日に決定いたしました新型コロナウィルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾におきまして、感染拡大防止の観点からこれに感染するなどした被用者が休みやすい環境整備することを目的といたしまして、市町村等に対し傷病手当金を支給するよう要請があったところでございます。

傷病手当金の支給にあたりましては、その全額を国が特例的な財政支援を行うこととされているところでございます。傷病手当金の支給対象者につきましては、協会健保などと同様に給与等の支払を受けている被用者に限定して行うものでございまして、国が示した基準通りに沿ってできるように適切に運用してまいりたい。

また保険料の減免についてでございます。令和 2 年 4 月 7 日に閣議決定しました新型コロナウィルス感染症緊急経済対策におきまして、新型コロナウィルス感染症の影響によりまして一定程度収入が減少した国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者の保険料の免除等を行うとされ国の財政支援の対象となる基準の予定が通知されているところでご

ざいます。
　通知の中では、主たる生計者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、事業収入等が一定程度を減少した場合に前年所得に応じて減免されるなど概要については示されているところでございますが、保険料の詳細な減免基準につきましは、今で示されておらずおって通知するとされているところでございます。この減免の実施にあたりました国からの詳細な通知がなされた後に早急に実施に移れるよう現在準備を進めるところでございます。
　また減免につきました世帯主からの申請に基づいて、減額するものであることから該当する世帯への速やかな周知も課題の一つであると認識しているところでございます。いずれにいたしましても傷病手当金の支給、保険料の減免どちらの制度も早急に実施できるよう努めてまいります。

◎田中光明議員の再質問
　ありがとうございます。最初に、国保などの減免についてお尋ねしますが、これは条例改正必要ですか。お答えください。

■保健福祉局長
　こちらにつきましては、規則改正で対応できると認識しております。

◎田中光明議員の再質問
　わかりました。国の指針が示され次第ですね。早急に実施して周知していただきますように要望しておきたいと思います。市長にお尋ねしたいと思います。外出自粛や休業要請と一体に補償をと言うことについて、国民の要望がかなり出ていると思うのですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

■北橋市長
　休業要請、協力要請が出た時に、全国知事会が、やはり大変な減収なりますので、効果あらしめるためにもからしめるやはり補償はすべきであるというこういう点をいたしました。
　その時、政令市市長会でも私ともそうでありますけれどもやっぱりそれはしてほしいという風に願いました。しかしそれに対する答えが、あの例の持続化給付金という形になったところであります。私ともは主張すべきところは主張しましたが、国会で定まったことに沿って、我々ができることを一生懸命やるということで今日に至っております。

◎田中光明議員の再質問
　この間で非常に大事だと思うのです。今回も北九州市は家賃補助しています。ところが肝心の国・県はですね、休業補償の対象ですね補償は行っていないのですね。それでは引き続き市長は、そういう立場で強く要望していていただきたいと思います。
　産業経済局長にお尋ねします。休業要請が長引くのではないかと言われております。医師会を始め、緊急事態宣言を止める終わりにするという状況ではないという風にいっていますが、休業が長引く、休業したが長引くと１か月長引いた場合ですね、今回の家賃補助は １回となっておりますが、これはどういうふうにお考えですか。

■産業経済局長
　非常に厳しい状況に陥る、これは違いないと思います。さきほど申し上げました企業中小企業庁の統計で中小企業も５か月弱ぐらい、ホテルも３か月弱という厳しい状況はございます。ただ今回のその家賃補助で２４億円、財調整基金もとり崩しています。これは伸ばすことは非常に困難であると考えております。その場合やはりですねリーマンショックの時の雇用調整助成金は 4 割ぐらいしか活用していません。それは使い勝手が悪かったことが一番大きな問題でございますので、ここに力入れてやっていきたいと思っています。

◎田中光明議員の再質問
　これ二回目の補正も必要になろうかと思うのですけども、もし延長されれば、その場合に一つは先ほど市長も財源のこと申し上げましたね、本予算そのものがやはりいくらか削れるもの早急に精査して財源作る必要があると思うものです。それがないと 2 次補正を組めないのではないかと心配しているわけです。そういう意味では財源もしっかりと確保しながら、休業要請が延長した場合も、安心感を与えるために引き続き家賃補償を続ける必要があるのではないかと、そういう発信も必要ではないかという風に思いますが、その点はどうですか。

■産業経済局長
　産業経済局予算の中でその家賃補助、すでに２４億円、外枠であります。議員がおっしゃる通り、局内の予算を削減する、組み替えるのは必要、大事だと思っています。その作業には内々入ってございます。何とかしていろんな経済活性化のための予算を、もう２４億円使ってしまいましたので、穴埋めする、生み出してことが必要だと考えています。

◎田中光明議員の再質問
　引き続き財源確保しながら必要なものはやるということで是非すすめて行っていただきたいということは、強く要望しておきたいと思います。
　次に雇用調整助成金です。確かに局長言われるように徹底していくことが重要だと思います。払っていないところもあります。そして払えないところがあります。もうお金がないから払えない。制度の欠陥だと思うのですが、国が直接労働者に払えばいいんじゃなくてはないかと私は思うのですけども、事業主が払ってその後申請して、戻ってくるこれじゃあもう追いつかんと思うのですけども、そういう問題あるんですが、全国には今の段階では 6%負担になりませんね。休業要請が出てない業種についてはですね、6 割を超えるものしか全額でないので休業要請をされていない業種・事業については 6 割までの分は 1 割負担しなければならない、つまり 6%です。この 6%を助成するそういう制度を作る必要があるのではないかということで、今全国で都道府県や市町村で、ぼちぼち広がっています。そこを補うという自治体がこれ是非ですね検討していただきたいと思いますがいかがですか。

■産業経済局長
　確かに休業要請を受けてないところは 10/10 と言いつつ 6%のあの隙間がございます。先ほど申しましたリーマンの時でも約 4 割しか使われておりません。非常に難しいから、ある

いは社会保険労務士の報酬が高いとか、そういった事はございます。我々と致しましては、一社でも多く使っていただけるように、使うほうの方を選択しているところあります。そちらも頑張っていきたいと思っています。

◎田中光明議員の再質問

わかりました。ぜひそれはそれで頑張っていただくのも重要なことだと思いますが、補填上乗せ、これも是非検討していただきたいことを要望しておきたいと思います。最後に 10 万円の件です 10 万円給付の件ですけども先程来 5 月いっぱい準備すると、6 月から給付と、これ市民は待っているのです。

一点お尋ねしますが、申請書をダウンロードして申請するという自治体も出ています。これだと申請書を自分で書いて準備して送ればいいわけですから早くできるわけですね。ただ当局に事前に聞いたら混乱するという風なことを言っていましたが、私はこれ一つの方法だと思うのですね。1 日でも早く支給するという意味では、その辺はお尋ねしたいといかがお考えですか。

■市民文化スポーツ局長

確かに自治体の中では、白紙の様式を送って、そして書いていただく、そとして受付けているということをしているところあります。そうすると申請書については早く送れます。ただ帰ってきた時に、その世帯が実際に全部載っているかとか、住民基本台帳とチェックをしないといけません。その作業がかなりかかります。そういう意味で私どもとしてはその様式を送る時に住民基本台帳に載っている情報を全て打ち込んで送る。そうすると戻ってきた時には住基台帳とチェックしなくてもいいということがあります。そういう作業を省くために今回その準備を十分に行っていると言っていう状況です。

◎田中光明議員の再質問

それは分かるのですけども、時間かかるという問題です。5 月一杯準備して、6 月に発送、お金くるのは 6 月の終わりか 7 月、これでいいのかということが問われています。市民は 1 日も早く欲しいそういう意味では、確かに自分の世帯誰かわからん人もいるかもしれないですが、ほとんどの人は正確だと思うんですね。そういう方法も是非検討していただきたいということを要望しておきます。